

広島県告示第三百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、
広島県産業科学技術研究所の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

委 託 を 受 け た 者	名 称	財団法人 ひろしま産業振興機構 理事長 宇田 誠
委託をした年月日 (委託期間)	住 所	広島市中区千田町三丁目七番四七号
平成十九年三月二六日 (平成十九年四月一日) 平成二〇年三月三一日		